工事請負契約書(案)

１．工事番号・名称　　第１７－７９６９０－０００３号
　　勿来工業高校渡り廊下復旧工事
２．工 事 の 場 所
　　着　工　　平成　　年　　月　　日
３．工　　期
　　完　成　　平成　　年　　月　　日
４．工事請負代金の額　　金　　円　也
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
　　金　　円　也
５．契 約 保 証 金

６．特約条項

第１　受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第３条第１項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第２　約款第３７条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第３４条第１項中「１０分の４」とあるのは「１０分の５」と、同条第３項中「１，０００万円以上で、かつ、工期が１００日以上」とあるのは「３００万円以上」と、同条第６項中「１０分の４」とあるのは「１０分の５」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の７」と、同条第７項及び同条第８項中「１０分の５」とあるのは「１０分の６」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の７」と読み替えて、規定を準用する。

第４　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第５　約款第３６条に次のただし書を加える。
　ただし、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成３０年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに上の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者

受注者